

# 6 組合規約案の作成

- 組合規約は、組合の「憲法」です。
- 簡潔に、自分たちの労働組合に合った内容にしましょう。
- 組合の運営が、民主的に行われることを規約で保障します。

## 組合規約は組合の憲法

組合加入の呼びかけと並行して進める作業に、組合規約案の作成があります。

組合規約は組合運営の柱であり「組合の憲法」とも言うべきものです。組合は多くの労働者の集まりですから、運営についてのルールが必要となります。規約は組織を民主的に運営するための約束ごとを定めたものです。通常は結成大会で決定されることが多いですが、大会を円滑に進行するためには、事前に準備会で規約案を作っておくとよいでしょう。

## 規約の内容

規約は組合にとってとても重要なのですが、だからといってとりたて難しい内容にする必要はありません。

規約の中でもっとも重要なことは、民主的な組合運営が保障されることです。組合員が平等に取り扱われ、組合の各機関の運営が民主的に決定される仕組みであることが求められます。

労組法では、労働組合に、第2条（自主性の要件）と第5条第2項（民主性の要件）を備えていることを求めています。

労組法上の労働組合として活動していくのであれば、規約に第5条第2項に定められている事項（53ページ参照）を全て含んでいることが必要とされます。

また、日常の組合運営をスムーズに運ぶためには、他にもあらかじめ規約で定めた方がよい事項もあります。主なものに、組合の事業、組合員の範囲、組合員の権利・義務、加入・脱退の手続き、組合の機関、議決の方法、選挙の方法、組合費、会計、表彰・制裁などがあります。

特に組合員の範囲などは、組合の置かれている事情によって組合が自主的に決めるべきものですが、組合の自主性と労働者の利益を守り、組織が強くまとまるかどうかを基準にして決めるべきでしょう。

細かいところでは、全国的な組織と東京など限定された地域のみの組織では、機関会議等に参加するための費用等も違ってきます。

巻末の規約例を参考にしながら、自分たちの組合に合った規約を作るよう心掛けてください。